

## 早期退職優遇制度運用規程

### 第1条（総則）

この規程は、株式会社 の早期退職優遇制度の運用取扱いについて定めたものである。

2 この規程において「早期退職優遇制度」とは、就業規則第 条に定める定年年齢到達の前に社員自らの意思で退職する者について、所定の退職金に加え、転進支援特別退職金を支給する制度を言う。

### 第2条（目的）

早期退職優遇制度は、社員の生活設計の多様化に対応し、その主体的なキャリアデザインを支援することを目的として実施する。

### 第3条（制度の対象者）

早期退職優遇制度の対象者は、以下の各号のいずれにも該当する者とする。

退職時の雇用区分が正社員であること

退職時の年齢が満 50 歳以上 58 歳以下であること

退職時の勤続年数が満 10 年以上であること

退職理由が社員本人の申し出による円満退職であること

### 第4条（転進支援特別退職金）

早期退職優遇制度の適用を受ける社員については、退職金規程に基づく退職金に加え、以下の区分に基づく転進支援特別退職金を支給する。

退職時満年齢	転進支援特別退職金
50 歳	退職金の 50%相当額
51 歳	退職金の 45%相当額
52 歳	退職金の 40%相当額
53 歳	退職金の 35%相当額
54 歳	退職金の 30%相当額
55 歳	退職金の 25%相当額
56 歳	退職金の 20%相当額
57 歳	退職金の 15%相当額
58 歳	退職金の 10%相当額

2 転進支援特別退職金の支給額に 10,000 円未満の端数が出た場合には、それを 10,000 円に切り上げる。

### 第5条（申し出手続）

本制度の適用を受けようとする者は、退職希望日の 2 ヶ月前までに別途様式により、所属長を経由して会社に申し出なければならない。

### 付 則

本規程は 年 月 日より施行する。